

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十七年六月三十日第九号、平成二十一年五月二十日第二号、平成二十三年二月十日第十三号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和四年十一月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 島

勝

				第三号	取消番号
				建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定の取消し に係る 道路の種類
				令和四年十一月 十六日	指定の取消し の 年 月 日
埼玉県入間市豊岡四丁目八百五十九番七先まで	埼玉県入間市豊岡四丁目八百四十一番五先から 埼玉県入間市豊岡四丁目八百五十一番十二先ま で	埼玉県入間市豊岡四丁目八百五十八番四先から 埼玉県入間市豊岡四丁目八百五十二番三先まで	埼玉県入間市豊岡四丁目八百六十八番一先から 埼玉県入間市豊岡四丁目八百六十一番八先まで		指定の取消しに係る道路の位置
四十六・五	八十一・〇	五十・六	八十八・五		指定の取消しに係る 道路の延長 (単位メートル)
十二・〇	十二・〇	十二・〇	十二・〇		指定の取消しに係る 道路の幅員 (単位メートル)